

移住ウェブサイトによる子育て世帯プロモーション事業 業務委託仕様書

〔1〕 委託業務名 移住ウェブサイトによる子育て世帯プロモーション事業 業務委託

〔2〕 目的

松山市の魅力や暮らしやすさを発信する移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」を運営するとともに、新たなコンテンツの作成を行うことにより、特に子育て世帯の本市へのUIJターンや定住を促進することを目的とする。

〔3〕 履行期間 契約締結日～令和6年3月31日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容

移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」を運営するとともに、移住者交流会の開催、移住者インタビューの更新等を行うほか、新たに SNS での情報発信を行うことで、松山の魅力を発信する。また、子育て世帯の移住を進めるため、インフルエンサーやWEBブックによる情報発信を行う。

〔6〕 業務項目

1. 移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」の活用・更新

本市から提供する既存の「いい、暮らし。まつやま」サイトの内容を活用し、更新すること。

(1) 移住者交流会「まつやま^{びより}日和」の開催

移住者の生活への不安解消や定住につなげるため、移住者同士が交流する「まつやま日和」を以下のとおり行い、その活動を「いい、暮らし。まつやま」サイトにて発信する。

- ・回数 3回
- ・時期 参加者の誘導が効果的に図れる開催日程に配慮すること。
- ・参加者 1回につき、松山市内の移住者15名程度の参加を想定。また、1回はよりターゲットを絞って募集をすること。
- ・参加者の募集 募集は、移住者同士の交流を持ちたい方の参加を促すことができるように、WEB、SNS など、独自のノウハウや手法を活用するとともに、関係機関等とも連携して、効率的かつ効果的に行うこと。
- ・開催場所や内容 ターゲットに対して訴求でき、飲食物の提供が可能な場所であること。また、1回はワークショップなど体験型のイベント形式にすること。
- ・報告 実施状況を記録するため、デジタルカメラ等により撮影を行い、電子データを市に提出すること。

(2) 移住者インタビューの更新

「いい、暮らし。まつやま」サイト内の百色移住者インタビューを更新する。インタビューは9名程度の記事を更新すること。アポ取り、謝礼の支払い、撮影コーディネート、先方校正等も含む。

(3) まつやま婚ツアー紹介ページの制作

「いい、暮らし。まつやま」サイト内に、まつやま婚ツアーの紹介ページ、募集フォームを制作すること。

(4) SNS による情報発信

Instagram のアカウントを開設し、移住や松山の暮らしやすさに関する情報発信を行う。

・ Instagram の運用

Instagram のアカウントを開設し、月4回以上の移住や松山の暮らしやすさに関する投稿やストーリー等の更新を行う。

また、閲覧者からのコメントへの返信も行い、返信前には必ず松山市の了解を得ること。

なお、1つの投稿記事に関するコメントに対し、10件を超えるコメントが寄せられた場合には、可能な範囲で対応することとするが、極力すべてのコメントに返信できるよう努めること。

また、フォロワーの属性など配信により得られたデータを分析し、今後の施策展開に生かす。

・ アカウント開設の周知及びフォロワー増加のための施策

アカウント開設の周知及びフォロワー増加のための施策を企画し、実施する。

(5) ふるさと納税寄付者へのリーフレットの制作

ふるさと納税寄付者へ送付する松山の暮らしやすさや魅力などをまとめたリーフレットを制作する。

・ 判 型 A4 4色フルカラー（両面）

コート紙 110kg

・ 部 数 10,000部

(6) タペストリーの制作

松山市の風景や暮らしの様子、松山の魅力が伝わるタペストリーを作成する。

・ 生地 トロマット

・ 大きさ 縦90センチ×横180センチ

・ その他 防炎加工あり

(7) 移住促進の協力者への抽選プレゼントの手配

移住促進事業の協力にご登録された方に対して抽選プレゼントとして送付する松山名産品を選定し、手配する。

・ 個数 100個

・ 単価 1,000円

(8) セキュリティリスクへの対応

WEBサーバーへの不正な通信を検知・遮断するようセキュリティリスクに対応する。

また、受託事業者において脆弱性診断を実施し、潜在的なセキュリティリスクがないか調査し

レポートを提出すること。診断結果に基づく対応については別途予算とする。

その他、脆弱性診断で発見されたもの以外でセキュリティリスクが想定される事項がある場合、指摘・対応策・この対応に関する概算見積を合わせた報告書を提出すること。

2. 子育て世帯移住支援関連について

(1) 子育て世帯のインフルエンサーによる情報発信

松山市在住など松山市にゆかりのある子育て中のインフルエンサーが SNS で松山の暮らしやすさや子育て環境などの情報発信を行う。

- ・使用する SNS Instagram や YouTube など
- ・インフルエンサーの人数 3 人程度
- ・インフルエンサーの条件 ①松山市在住または松山市にゆかりがある子育て中の方
②フォロワー 5, 0 0 0 人以上
- ・投稿回数 2 0 投稿以上
- ・その他 インフルエンサーの選定及び投稿内容について事前に協議をすること。

(2) 子育て世帯向けの移住 WEB ブックの制作

移住を検討している子育て世帯向けに松山の暮らしやすさや子育て環境を紹介する WEB ブックを制作する。

文字、写真及びイラストなどの多様な要素を効果的に配置し、目的に沿った適切な配色のイメージによるレイアウトを構築し、移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」で公開する。

WEB ブックは電子データを併せて納品すること。

- ・ページ数 12 ページ (表紙及び裏表紙含む)

(3) 子育て世帯いらしやい事業のリーフレットの制作

子育て世帯向け引越し費用補助金を啓発するためのリーフレットを制作する。

リーフレットは文字による説明ではなく、写真やイラスト等を用い、事業について分かりやすく伝わるようなデザイン、構成とすること。リーフレットは電子データにて納品すること。

- ・判 型 A4 4 色フルカラー (両面)

3. 受託者が提案する効果的な事項 (独自提案)

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4. 定期ミーティング (業務報告会) の実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、原則、松山市役所において定期ミーティングを行うこと。

[7] ウェブサイトの基本方針

1. パソコン (Windows10 以上、MacOS 最新版) 並びに iOS 最新版、AndroidOS 最新版をプラットフォームとした各スマートフォンにて松山暮らしの魅力を紹介するコンテンツを制作すること。
2. 本市から提供する既存の「いい、暮らし。まつやま」ウェブページの構成及びデザインのファ

イルー式を活用し、現存のコンテンツについても引き続き構築・運営すること。

3. 当該コンテンツの維持管理に必要となるサーバー等ハードウェア、ネットワーク及びデータベース等ソフトウェア等については、すべて受託者において管理すること。既存サーバーは「さくらインターネット」、CMSは「Word Press」を使用。
4. ドメインについて、移住ウェブサイト「matsuyama-kurashi.com」を使用すること。
5. サイトデザインにあたっては、市から提供するテキスト、イラスト、写真、画像、映像データ等の活用を基本に、受託者の作成したイラスト・アイコン等の使用や文字の大きさ、配置、配色等を考慮し、利用者がみやすいものとする。
6. 効果的な発信・拡散を実施すること。
7. パソコン、タブレット及びスマートフォンの標準的な回線速度において、ユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない閲覧状態・構成・速度を意識したうえで作成すること。
8. 「Microsoft Edge」、「Google Chrome」、「Firefox」、「Apple Safari」等の主要なブラウザの最新バージョンで、正常動作すること。

〔8〕その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

3. 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

4. 本市事業との連動

本市が行う各種プロモーション事業と必要に応じて連携・連動すること。

〔9〕成果品

■ウェブサイトで使用したテキスト、画像、動画データ等

※納品場所 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

〔10〕契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部については事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に無償で譲渡するものとする。

(2) 松山市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、受託者と協議のうえ、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議のうえ、承認を得ること。